

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その日は、
当たるの日)

◆条例 鳥取県自然環境保全条例

目次

條例

鳥取県自然環境保全条例をここに公布する。

昭和四十九年十月十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例第四十一号

鳥取県自然環境保全条例

目次

第一章 総則 (第一条―第十三条)

第二章 自然環境保全基本方針 (第十四条)

第三章 県自然環境保全地域

第一節 指定等 (第十三条―第十五条)

第二節 保全 (第十六条―第二十条)

第四章 緑地環境保全地域

第一節 指定等 (第二十一条―第二十三条)

第二節 保全 (第二十四条―第二十六条)

第五章 緑化の推進 (第二十七条・第二十八条)

第六章 雜則 (第二十九条―第三十六条)

第七章 罰則 (第三十七条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域の保全等について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう適正に行われなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 自然環境の保全に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を

尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(基礎調査の実施)

第五条 県は、地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うものとする。

(試験研究の体制の整備等)

第六条 県は、自然環境の保全のために講ずべき施策の策定及びその実施に資するため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進等必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第七条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、自然環境の確保の必要性について県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(地域開発施策等における配慮)

第八条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(市町村の責務)

第九条 市町村は、県の自然環境の保全に関する施策に協力するとともに、当該地域の自然的・社会的諸条件に応じて、自然環境を適正に保全するための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動の実施に当たつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第十二条 県民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第二章 自然環境保全基本方針

第十三条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「自然環境保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらのこととに係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県自然環境保全審議会の意見を聽かなければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第三章 県自然環境保全地域

第一節 指定等

(指定)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することができるものとし、それを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

五 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域

六 その区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

2 次の各号に掲げる区域は、県自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

二 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域

3 知事は、県自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、

関係市町村の長及び鳥取県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する県自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、併せて、その意見を聴かなければならない。

4 知事は、県自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から一週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができます。

6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該県自然環境保全地域の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、県自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

8 県自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

9 第三項前段、第七項及び前項の規定は県自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項後段及び第四項から第六項までの規定は県自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

（県自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第十四条 県自然環境保全地域に関する保全計画（県自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下

同じ。) は、知事が決定する。

2 県自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

4 前条第三項前段の規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は県自然環境保全

地域に関する保全計画の決定及び変更(第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、前項の規定は県自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(県自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第十五条 県自然環境保全地域に関する保全事業(県自然環境保全地域に

関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。)は、県が執行する。

2 市町村は、知事の承認を受けて、県自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

(特別地区)

第二節 保全

第十六条 知事は、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第十三条第七項及び第八項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、併せて、当該県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採(第十項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。県自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものとの変更(第十四条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を探取すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 8 前項の許可には、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができます。
- 9 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 10 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 11 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 12 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。
- 13 次の各号に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用

しない。

- 一 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
- 二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(野生動植物保護地区)

- 第十七条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、県自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。
- 二 第十三条第七項及び第八項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

- 三 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、又は採取してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 前条第四項の許可を受けた行為（第二十条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

- 二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

- 三 県自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合
- 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので

規則で定めるものを行うためにする場合

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前条第五項の規定は、前項第六号の許可について準用する。

(普通地区)

第十八条 県自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならぬ。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十一条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を堀採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県自然環境保

全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に對して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができるない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に對して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 県自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、県自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、県自然環境保全地域における

る自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

する行為をしたとき、又は第十八条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

五、県自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(中止命令等)

第十九条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者は又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対するとして、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第二十条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第十六条第

四項又は第十七条第三項第六号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第十六条第七項の規定により届出を要

(指定)

第二十一条 知事は、県自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを緑地環境保全地域として指定することができる。

一 市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域の樹林地、草地、湖沼、河川等の区域及びこれらと一体となつて良好な自然環境を形成している区域

二 歴史的又は文化的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域

三 次の各号に掲げる区域は、緑地環境保全地域の区域に含まれないものとする。

一 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

二 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第一章の規定により定められた風致地区の区域

四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項の規

第四章 緑地環境保全地域

第一節 指定等

定により指定された緑地保全地区の区域。

- 3 第十三条第三項前段、第七項及び第八項の規定は緑地環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第三項後段及び第四項から第六項までの規定は緑地環境保全地域の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

(緑地環境保全地域に関する保全計画の決定)

- 第二十二条 緑地環境保全地域に関する保全計画(緑地環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。

- 2 緑地環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

- 3 第十三条第三項前段の規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更(前項第二号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、第十四条第三項の規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行)

- 第二十三条 緑地環境保全地域に関する保全事業(緑地環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下

同じ。)は、県が執行する。

- 2 市町村は、知事の承認を受けて、緑地環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

第二節 保全

(行為の届出等)

- 第二十四条 緑地環境保全地域の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。

- 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

- 五 木竹を伐採すること。

- 2 知事は、前項の規定により届出があつた場合において、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を採るべき旨を命ず

することができる。

- 3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

- 5 知事は、当該緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

- 6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 二 緑地環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
- 三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 五 緑地環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為等

(中止命令等)

第二十五条 知事は、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

第十九条 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する権限の行使について準用する。

(国等に関する特例)

第二十六条 国の機関又は地方公共団体は、第二十四条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

第五章 緑化の推進

(緑化に関する措置等)

第二十七条 県は、市街地等の良好な環境を確保するため、その施策の策定に当たり緑化の推進について特に配慮するとともに、緑化の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、県が行う緑化に関する措置に協力するとともに、当該地域における緑化の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県民は、自ら緑化の推進に努めるとともに、県及び市町村が行う緑化に関する措置に協力しなければならない。

(公共施設等の緑化)
第二十八条 県は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の施設(以下「公共施設」という。)について、その緑化を図らな

ければならない。

2 市町村は、その設置し、又は管理する公共施設について、その緑化に努めなければならない。

3 事業者は、その事業の用に供する施設について、その緑化に努めなければならない。

第六章 雜則

(報告及び検査等)

第二十九条 知事は、県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項若しくは第二十四条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を採るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項本文、第十八条第一項各号若しくは第二十四条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(損失の補償)

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第三十条 知事は、県自然環境保全地域若しくは緑地環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、県自然環境保全地域に関する保全計画若しく

は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業若しくは緑地環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去せらるることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で閉まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第三十一条 県は、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を得ることができないため、第十六条第五項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を附せられたため、若しくは第十八条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者又は前条第一項の規定による当該職員の行為に

よつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第三十二条 県は、県自然環境保全地域又は緑地環境保全地域内の土地の所有者から、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を得ることができないため、又は第十八条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による処分を受けたため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を県において買い入れるべき旨の申出があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、当該土地を買い入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、知事が定める適正な評価基準に基づいて算定する。

(配慮)

第三十三条 県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に関する規定の適用に当たつては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(保全事業の執行に要する費用)

第三十四条 保全事業(県自然環境保全地域に関する保全事業又は緑地環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。)の執行に要する費用は、その保全事業を執行する者の負担とする。

2 県は、保全事業の一部を執行する市町村に對し、予算の範囲内におい

て、その保全事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(自然保護監視員)

第三十五条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における自然環境の保全を図るために必要な監視及び指導を行わせるため、自然

保護監視員を置くことができる。

(規則への委任)

第三十六条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。

第三十八条 第二十五条第一項又は同条第二項において準用する第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

第三十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

一 第十六条第四項又は第十七条第三項の規定に違反した者

二 第十六条第五項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第四十条 第十八条第二項又は第二十四条第二項の規定による処分に違反した者は、十万円以下の罰金に處する。

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に處する。

一 第十八条第一項又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第四項又は第二十四条第四項の規定に違反した者

三 第二十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り

その他の行為を拒み、又は妨げた者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する第三十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則
この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。